
プロジェクト パーシャルスピンオフの会計処理

項目 第 106 回企業結合専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 106 回企業結合専門委員会（2023 年 7 月 12 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

株式分配実施会社の連結財務諸表上の会計処理

（配当後の残余部分の会計処理）

2. 子会社株式の追加取得等により生じた資本剰余金の支配喪失時の取扱いについて、利益剰余金の増減として処理することは現行の定めと同様の取扱いであり、事務局提案に賛成する。

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」の改正案

（対象取引の記載）

3. 企業会計基準適用指針第 2 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（以下「自己株式等適用指針」という。）第 10 項(2)の「保有する子会社株式のすべてを株式数に応じて比例的に配当（按分型の配当）する場合」を修正せず、第 10 項(2)-2 として今回の基準開発の対象となる取引を個別に追加することに関して、基準開発の範囲に対応して改正するというコンセプトに沿ったものであると考えられるため、事務局提案に賛成する。
4. 自己株式等適用指針第 10 項(2)についても、完全子会社株式を配当することが前提となっている点について明確化した方が良いと考える。
5. 自己株式等適用指針第 10 項(2)の記載を修正することも考えられるが、公開草案を通じて今回の事務局提案に対する意見を聞くことも考えられる。

（基準開発の範囲）

6. 今回の基準開発は支配を喪失して子会社及び関連会社のいずれにも該当しなくなった場合を対象としており、税制適格の要件とは必ずしも一致しないという点については結論の背景等で明確にしてはどうか。

(結論の背景)

7. 売却と配当で相互取引と非相互取引の違いはあるものの、自己株式等適用指針第 38 項では、金銭以外の財産による配当を時価で会計処理することについて「株主との取引であっても、通常、時価を基礎として当該取引が行われていることと整合的である」とされている。このため「相互取引と非相互取引との性質の違いに着目し、事業に対する投資の継続・清算という観点ではなく」とする事務局提案の記載は不要ではないか。

(その他)

8. 「保有する完全子会社株式の一部を株式数に応じて比例的に配当（按分型の配当）」との表現が繰り返されているなど一部の記載が冗長であり、より簡潔な記載に修正してはどうか。

「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」の改正案**(前提となる会計処理)**

9. 株式分配により支配を喪失して連結範囲から除外する場合における子会社株式の追加取得及び一部売却等によって生じた資本剰余金のうち配当後の残余部分の会計処理について、一部売却により支配を喪失した場合と同じ取扱いを行うことが提案されており、「追加取得及び一部売却等」が対象として示されているが、一部売却の場合には個別財務諸表において子会社に対する投資の帳簿価額が減額されているため、「一部売却」を削除してはどうか。
10. 保有する完全子会社株式の一部を株式数に応じて比例的に配当して子会社及び関連会社のいずれにも該当しなくなった場合の会計処理を示す前に、前提となっている自己株式等適用指針第 10 項(2)の場合の会計処理について示した方が良いと考える。
11. 保有する子会社株式すべてを株式数に応じて比例的に配当する場合、取得後剰余金の調整額は、配当後の投資の修正額については取り崩し、当該取崩額を連結株主資本等変動計算書上の利益剰余金とその他の包括利益累計額の区分に計上することが提案されているが、当期の損益として計上する考え方はないか。

(その他)

12. 保有する完全子会社株式の一部を株式数に応じて比例的に配当して子会社にも関連会社にも該当しなくなる場合、取得後剰余金等は株主資本等変動計算書を通じて調整され、残存する持分の個別財務諸表上の帳簿価額への修正も含めて損益は生じない提案が文案として示されたと理解した。従前と考え方が異なるわけでもなく文案を読めば会計処理が理解できると考えられるため、事務局提案に賛成する。
13. 文案の理解のため、株主資本等変動計算書や付随費用があるケースについて設例を追加してはどうか。

以 上